

## 浜松湖西豊橋道路の都市計画案及び 環境影響評価準備書の縦覧等について

浜松市では、浜松湖西豊橋道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きを進めています。  
この手続きにあたり、都市計画案（浜松市区間）及び環境影響評価準備書について、下記のとおり縦覧等を行います。

都市計画案及び準備書に対する意見を書面により提出することができます。

### 1 縦覧について

#### (1) 縦覧期間

令和8年6月19日（金）～7月21日（火）の8時30分～17時15分  
※閉庁日及び職員の勤務時間外を除く

#### (2) 縦覧場所（浜松市内）

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課（浜松市中央区元城町103-2 本館6階）
- ・浜松市 環境部 環境政策課（浜松市中央区鴨江3-1-10 鴨江分庁舎4階）
- ・浜松市 浜名区 三ヶ日支所（浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1）

※浜松湖西豊橋道路の都市計画案（浜松市区間）及び準備書は浜松市都市計画課のホームページ（下記アドレス）でも閲覧することができます。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/tosike/urbanplanning/doro.html>

▼二次元コード



### 2 意見書の提出

#### (1) 様式

指定なし（参考様式を浜松市都市計画課のホームページよりダウンロードできます。）  
※都市計画案用と準備書用で別紙としてください。

#### (2) 記載事項

- ア 住所、氏名（法人、団体等の場合には名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 都市計画の種類及び名称（例：浜松都市計画道路 1・3・402号浜松湖西豊橋道路）  
又は、準備書の名称（例：湖西都市計画道路1・3・1号浜松湖西豊橋道路 浜松都市計画道路1・3・402号浜松湖西豊橋道路 環境影響評価準備書）
- ウ 意見（日本語により、意見の理由も含めて記載してください）

(3) 提出期間

令和8年6月19日(金)～令和8年8月4日(火)  
ただし、最終日は17時15分まで(必着)

(4) 提出方法

持参、郵送又はメールのいずれかにて、ご提出ください。

(5) 提出先《都市計画案(浜松市区間)及び環境影響評価準備書に関する意見》

<持参の場合>

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課 (浜松市中央区元城町103-2 本館6階)
- ・浜松市 環境部 環境政策課 (浜松市中央区鴨江3-1-10 鴨江分庁舎4階)
- ・浜松市 浜名区 三ヶ日支所 (浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1)

<郵送の場合>

下記の宛先に郵送ください。

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課 計画グループ 宛  
(〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 本館6階)

<メールの場合>

件名を「意見書提出」として、下記のアドレスへ送付ください。

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課 ([toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp))

### 3 環境影響評価準備書の説明会について

(1) 日時

- ・令和8年7月9日(木) 19時00分～
- ・令和8年7月12日(日) 10時30分～

(2) 会場

- ・三ヶ日文化ホール(浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1)

※両日ともに同じ会場で開催します。

※参加申し込みは不要です。

※定員約800名

